

**2017**

**行政書士**

---

**最強の  
模試**

**東京法経学院**

℞ 〈日本複製権センター委託出版物〉

本書（誌）を無断で複写複製（電子化を含む）することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書（誌）をコピーされる場合は、事前に日本複製権センター（JRRC）の許諾を受けてください。

また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

JRRC 〈<http://www.jrrc.or.jp> eメール：info@jrrc.or.jp 電話：03-3401-2382〉

## はしがき

行政書士試験合格のためには、①従来の出題傾向に沿った問題を解答できる力を身につけておくこと、②個数問題で問われても正解を導き出せる、より正確な知識を身につけておくこと、③その正確な知識を時間内（3時間）にきちんと出し切れるようにしておくこと、が重要になってきます。

本書は、これまでの試験傾向を踏まえた予想問題を本試験形式で3回分収録した問題集です。東京法経学院で過去に実施した「答案練習会」で使用した問題から本試験レベルの良問を選択・再編成しました。

今まで学習してきた知識が正確なものかどうか確認すると同時に、試験時間内に正解を出せるようトレーニングを積んでいただくための問題集です。

また、本書で、自分の実力を試すことはもちろんですが、時間配分や、どの問題から始めるかなどを確認する訓練をし、本試験攻略の糸口をつかんでください。

ラストスパートをかける時期が近づいてきました。受験生の皆様が日々積み重ねてきた実力を本試験で十分発揮できるよう、総仕上げとして本書をご活用ください。

最後に、本書をご利用される皆様が、平成29年度本試験において、その実力を十分に発揮され、合格を勝ち取られることを祈念いたします。

2017年5月

東京法経学院 編集部

# 平成29年度行政書士試験

平成29年度行政書士試験は下記のとおり実施される予定です。詳細は、平成29年7月3日(月)に公示される「試験案内」をご確認ください。

試験日	平成29年11月12日(日)
試験時間	午後1時～午後4時(3時間)
試験科目 出題数 出題形式	全60問 <b>①行政書士の業務に関し必要な法令等</b> (46問出題, 択一式及び記述式) ※記述式は40字程度で記述するものを出題する。 ●憲法 ●行政法 <span style="font-size: 2em;">}</span> 行政法の一般的な法理論, 行政手続法 行政不服審査法, 行政事件訴訟法 国家賠償法, 地方自治法 } を中心とする。 ●民法 ●商法・会社法 ●基礎法学 ※法令については、平成29年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。 <b>②行政書士の業務に関連する一般知識等</b> (14問出題, 択一式) ●政治・経済・社会 ●情報通信・個人情報保護 ●文章理解
合格発表	平成30年1月31日(水)

# CONTENTS

試験直前期はこうして乗り切れ！…… 7

## 第 1 回

問題編……………13

解説編…………… 177

## 第 2 回

問題編……………67

解説編…………… 233

## 第 3 回

問題編…………… 121

解説編…………… 291

# 本書の特徴と使い方

本書『行政書士最強の模試2017』は、平成29年度の行政書士試験対策のための本試験形式の問題集です。全3回分の模擬試験を収録しており、各回とも最新の試験傾向に基づいて問題を収録しております。

## 1 東京法経学院の「答案練習会」の問題を厳選

本書は、東京法経学院で過去に実施した「答案練習会」で使用した問題から本試験レベルの良問を選択・再編成しました。行政書士本試験と同一形式の問題で構成されています。法令科目の問題及び解説については、平成29年4月1日現在の施行法令に基づいています。

※試験科目数の配分は、3回とも、平成29年度本試験を予測した内容になっています。

## 2 合格基準について

	形 式	出 題	満 点
法 令	(1) 択一式		
	① 五肢択一式	40問 (1問4点)	160点
	② 多肢選択式	3問 (1問8点) ※部分点1つ2点	24点
	(2) 記述式	3問 (1問20点)	60点
一般知識	五肢択一式	14問 (1問4点)	56点
	合 計	60問	300点

### ◆合格基準

- ① 「法令」の点数が122点以上
  - ② 「一般知識」の点数が24点以上
  - ③ 試験全体の得点が180点 (60%) 以上
- 以上3つの条件を全てクリアーすること

## 3 解答用紙について

各回に解答用紙がついています。切り取ってご利用ください。

## 4 「試験直前期はこうして乗り切れ！」

巻頭の「試験直前期はこうして乗り切れ！」は、直前期に何をすべきかについてまとめたものです。学習の指針にお役立てください。

## 試験直前期はこうして乗り切れ！

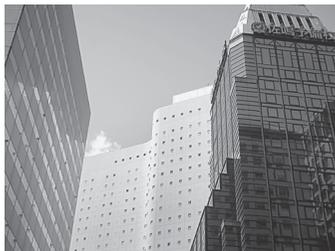
平成29年度行政書士試験まで、残すところ数ヵ月余りとなりました。気持ち  
はあせるものの、本試験までどうやってラストスパートをかけていいかわか  
らない方もいらっしゃるでしょう。試験科目が多い行政書士試験です  
が、試験まで迫った最後の期間をいかに効率的に学習すればよいか、対処  
の仕方等について以下に記しました。これからの学習の参考にしてください。

**問題レベルは？直前期**—— 平成12年度以降、行政書士試験は、まず、法令等及び  
**は何をなすべきか？** 業務に関連する一般知識等（平成17年度まで一般教養）

で各々50%の正解をすること、さらに両分野の得点を  
合計して60%以上の正解をすることが合格基準となっ  
ていました。

この合格基準に関しては、新試験制度に移行した平成  
18年度試験～平成28年度試験においては、業務法令の出  
題数が増加し、一般知識の出題数のウェイトが下がった  
ことにより、若干ですが、一般知識の得点基準のウェ  
イトが法令の方よりも下がっています。具体的には、前頁  
の「合格基準」のとおりですが、「法令」で50%以上、  
「一般知識」で40%以上の正解率が、まず必要です。ま  
た、「法令」においては、択一式で多肢選択式という新  
形式が出題され、1つ2点という部分点が与えられてい  
ます。また記述式の得点がかかなり影響しますので、記述  
式においては、頭の中で考えるだけでなく実際に「書  
く」ということを心がけましょう。そして、法令と一般  
知識のそれぞれで6割を得点すること、これが最低限の  
課題です。

新制度に移行して過去11回の試験においては、一部難  
しい問題もありましたが、基本的には条文を押さえ、過



## 第1回 法令等〔問題1から問題40は択一式（5肢択一式）〕

問題1 法の解釈に関する次のア～オの記述のうち、妥当なものはいくつあるか。

ア 刑法38条3項本文は、「法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。」と規定しているが、ここにいう「法律」には、政令等が含まれるという解釈は、文理解釈である。

イ 皇室典範21条本文は、「摂政は、その在任中、訴追されない。」と規定しているが、天皇については、当然に、その在任中、訴追されないとする解釈は、縮小解釈である。

ウ 民法754条本文は、「夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。」と規定しているが、ここにいう「婚姻中」とは、単に形式的に婚姻が継続しているということだけでなく、実質的にもそれが継続していることをいうとする解釈は、縮小解釈である。

エ 民法737条1項は、「未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならない。」と規定しているが、成人の子であれば、婚姻をするについて、父母の同意を得ることを要しないとする解釈は、反対解釈である。

オ 民法93条は、「意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。」と規定しているが、本条のただし書の適用により意思表示が無効とされる事例において、通謀虚偽表示における第三者保護規定（同法94条2項）を使うことによって、その無効を善意の第三者に対抗することができないとする解釈は、反対解釈である。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ
- 5 五つ

# 第1回

## 正解・出題要旨一覧

問	正解	分類	出題の要旨	問	正解	分類	出題の要旨
1	2	基礎法学	法の解釈	31	1	民法	債権譲渡
2	4		法令用語	32	1		同時履行の抗弁権
3	1	憲法	私人間効力	33	5		請負
4	4		学問の自由等	34	3		不当利得
5	2		生存権	35	3		相続
6	2		議院の運営	36	3		商行為および商人の行為
7	3		司法権の独立	37	4	株式と株主の権利	
8	4	行政理論	行政行為の瑕疵	38	3	会社法	指名委員会等設置会社と監査等委員会設置会社
9	3		行政契約	39	5		取締役会の決議
10	4		行政代執行法	40	4		取締役、代表取締役、支配人
11	3		用語の定義	41	解説参照		多肢一憲法
12	3	行政手続法	42	多肢一行政法		不利益処分の理由の提示	
13	1	申請に対する処分と不利益処分の比較	43	多肢一行政法		狭義の訴えの利益	
14	1	行政不服審査法	審理員	44		記述一行政法	内閣総理大臣の異議
15	2		不服申立期間	45		記述一民法	制限行為能力者の相手方の催告権
16	5		不服申立て手段相互の関係	46		記述一民法	債務不履行の過失相殺
17	3		行政事件訴訟法	原告適格	47	5	政治
18	1	取消訴訟以外の訴訟		48	1	日本の近隣諸国の社会情勢	
19	2	各訴訟の規定の準用関係		49	3	行政改革および中央省庁	
20	3	国家賠償	国家賠償法2条	50	3	経済	為替変動
21	1		損失補償	51	3		貿易
22	5	地方自治法	地方公共団体の事務	52	2	社会	原子力政策
23	1		議会	53	1		日本の雇用・労働
24	3		住民監査請求と住民訴訟	54	2		観光
25	4		監査	55	2	個人情報情報通信	個人情報保護法等の比較
26	5	行政組織等	内閣府設置法、国家行政組織法	56	5		情報通信の用語
27	2	民法	条件	57	4	文章理解	特定秘密保護法
28	4		消滅時効の起算点	58	4		空欄補充（文章）
29	4		不動産物権変動	59	3		文章の並べ替え
30	5		法定地上権	60	3		文章の並べ替え

## 第1回 解説 法令等

## 基礎法学

## 問題1 正解 2

本問は、法の解釈に関する問題である。

## ア. 妥当でない。

本肢の「法律」の通常の意味は、国会が制定した法律であるが、これに政令等が含まれると解釈することは、「法律」について通常の意味より広げているから、この解釈は、拡張解釈である。なお、文理解釈とは、法規の文言の意味を、その言葉の通常の意味に従って確定する解釈である。

## イ. 妥当でない。

本肢では、天皇の代わりをつとめる摂政でさえ、その在任中、訴追されないから、天皇であれば、なおさら当然に、その在任中、訴追されないとして、天皇についても当然に摂政と同様の法的効果が生じることを認めているから、この解釈は、勿論解釈である。ここに勿論解釈とは、たとえば「Aに当たる事実があればXの効果を生ずる。」との規定がある場合において、Bに当たる事実が生じたときに、B事案についても当然にA事案と同様の法的効果が生じることを認める解釈をいう。

## ウ. 妥当である。

縮小解釈とは、法規の文言をその通常の意味より限定する解釈をいう。「婚姻中」の通常の意味としては、形式的に婚姻が継続していることであり、これにつき、実質的にもそれが継続していることをいうと解釈することは、「婚姻中」の通常の意味より限定しているから、この解釈は、縮小解釈である。

## エ. 妥当である。

反対解釈とは、たとえば「Aに当たる事実があればXの効果を生ずる。」との規定がある場合において、Bに当たる事実が生じたときに、BはAではないのであるから、B事案についてはA事案と反対の法的効果が生じることを認める解釈をいう。本肢では、成人の子であれば、婚姻をするについて、父母の同意を得ることを要しないとして、成人した子について、未成年の子とは反対の法的効果が生じることを認めているから、この解釈は、反対解釈である。

## オ. 妥当でない。

民法93条は、「意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。」と規定している。本条のただし書の適用により当事者間で意思表示が無効とされる事例において、通謀虚偽表示における第三者保護規定（同法94条2項）を使うことによって、その無効を善意の第三者に対抗することができないとする解釈は、ある事実に適用できる法規がない場合に、それと類似の事実に適用できる法規を間接的に適用するという解釈であるから類推解釈で